落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年４月３日

分任支出負担行為担当官　陸上自衛隊九州補給処調達会計部長　家入　正浩

（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野７－１）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　41

①14　②１グループ　インクカートリッジ　ブラック他11品目　③購入等　④一般　⑤26. 3. 5　⑥㈱大塚商会　東京都千代田区飯田橋２－18－４　⑦23,480,100円　⑧26. 1. 14　⑪最低価格

①14　②２グループ　ＥＰカートリッジ　③購入等　④一般　⑤26. 3. 5　⑥九州沖通信機㈱西九州支店　佐賀市長瀬町２－12　⑦2,042,250円　⑧26. 1. 14　⑪最低価格

報　告

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成26年４月３日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

◎調達機関番号　606　◎所在地番号　13

○独立行政法人労働安全衛生総合研究所政府調達に関する協定に係る物品等又は特定役務の調達手続規程

（目的）

第１条　この規程は、1994年４月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「法人」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、独立行政法人労働安全衛生総合研究所会計規程（以下「規程」という。）及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所契約事務取扱要領（以下「要領」という。）の特例その他必要な事項を定め、もって契約事務の適正な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程は、法人の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上の額であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

一　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

二　特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額

三　特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

四　特定役務のうち前二号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（契約の方式）

第４条　特定調達契約につき契約を締結する場合においては、第19条の規定により随意契約によることができる場合を除き、一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）に付さなければならない。

２　競争は、入札の方法をもって行うものとする。

（競争参加者資格）

第５条　特定調達契約につき競争に付そうとする場合は、当該競争を適正かつ合理的に行うため必要があると認められる事項に関し、当該競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加者資格」という。）を定めるものとする。

（資格審査の公示）

第６条　前条に基づき競争参加者資格を定めた場合は、その基本事項、資格審査の申請期間及び方法等について、官報により公示（以下「資格審査の公示」という。）をしなければならない。

（資格審査）

第７条　資格審査の公示を行った後、当該公示に係る競争に参加しようとする者から資格審査の申請があった場合には、速やかにその者が競争参加者資格を有するかどうかについて審査しなければならない。

２　前項の規定により資格審査を行った場合は、一般競争又は指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

（資格審査の申請期間）

第８条　資格審査の申請期間は、資格審査の公示を行う日から25日間以上としなければならない。ただし、この期間の経過後も資格審査の申請を随時に受理するものとする。

（期間経過後における資格審査の申請等）

第９条　資格審査の申請期間を経過した後、当該期間内に資格審査の申請を行うことのできなかった者から資格審査の申請があった場合で、開札の日時までに資格審査を終了することができると認められるときは、資格審査の申請を受理することができるものとする。

２　前項の規定により資格審査を受理した場合で、開札の日時までに資格審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。